

准看護師進学支援事業費補助金 よくある質問(FAQ)

1. 通学手段について

- Q1. 自家用車で通学をしていますが、補助の対象になりますか。
- Q2. 自宅から最寄り駅まで距離があるため、自家用車を利用していますが、補助の対象になりますか。
- Q3. 車通学が補助対象となる場合に支給される補助金額が知りたいです。
- Q4. 駐車場代や駐輪場代は補助の対象になりますか。
- Q5. 通学のため、レンタサイクルを契約していますが、対象経費になりますか。
- Q6. 長期休暇の際、定期券は購入しませんでした。何度か切符を購入して通学先に通いました。その切符代は補助の対象になりますか。

2. 補助対象について

- Q7. 定期券の有効期間が年度を跨ぎますが、補助対象になりますか。
- Q8. 申請時には県内就業の意思がありましたが、県外医療機関に就職が決まりました。卒後は当該医療機関で就業することになりますが、補助の対象にはなりますか。
- Q9. 留年してしまった場合は補助の対象になりますか。
- Q10. 年度途中で退学しましたが、在学中の通学費は補助の対象になりますか。
- Q11. 実習用定期券を購入しましたが、補助の対象になりますか。

3. 実績報告について

- Q12. 補助金の実績報告に期限はありますか。
- Q13. 実績報告は分割して行うことができますか。
- Q14. 定期券を6か月で購入しましたが、長期休暇に入り使わなくなったので払戻しを受けました。その際はどうしたらいいですか。
- Q15. 卒業したため、実績報告時に在学証明書を提出することができません。どうすればよいですか。
- Q16. 補助金について、学生本人ではなく、両親名義の口座に振り込んでもらいたい。

4. 補助金額について

- Q17. 補助金額を例示してほしい。

1. 通学手段について

Q1. 自家用車で通学をしていますが、補助の対象になりますか。

A1. やむを得ない事情により自家用自動車通学している場合は、補助の対象とします。やむを得ない事情の判断は個別に行いますので、県庁医療政策課まで御相談ください。

Q2. 自宅から最寄り駅まで距離があるため、自家用車を利用していますが、補助の対象になりますか。

A2. 上記と同様、やむを得ない事情がある場合は補助の対象としますので、県庁医療政策課まで御相談ください。

Q3. 車通学が補助対象となる場合に支給される補助金額が知りたいです。

A3. 自宅から学校までの距離に応じ、滋賀県旅費支給条例第 17 条により算出した額を対象経費とします。基本的には1キロメートルにつき 20 円が対象経費になります。なお、補助金額は対象経費の2分の1です。

【滋賀県旅費支給条例第 17 条(抜粋)】

- 1 車賃の額は、その乗車に要する運賃とする。
- 2 自家用自動車等(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車および同条第 3 項に規定する原動機付自転車のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)による旅行(旅行命令権者の承認を受けた旅行に限る。)の場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1 キロメートルにつき 20 円とする。

Q4. 駐車場代や駐輪場代は補助の対象になりますか。

A4. 以下のいずれにも該当する場合は、補助の対象とします。

①車両の利用により通学時間の短縮が図れる距離であること。

(距離については個別判断。自動車に関しては、やむを得ない事情がある場合に限る。)

②回数券または一時預かりで利用していない。

上記の場合、実績報告時に領収書(または支払証明書)を提出してください。

Q5. 通学のため、レンタサイクルを契約していますが、対象経費になりますか。

A5. 定期契約をしている場合は対象経費になります(保証金を除く)。実績報告時に領収書を提出してください。

Q6. 長期休暇の際、定期券は購入しませんでした。何度か切符を購入して通学先に通いました。その切符代は補助の対象になりますか。

A6. 乗車時に IC カードを利用し、その利用履歴(明細)が分かるものを提出できる場合に限り、補助の対象になります。バスの場合も同様です。

【ICOCA の場合】

ICOCA が利用できる自動券売機および一部の入金機で、直近の利用分(定期区間内の乗車の利用を除く)の利用履歴を最大 20 件まで印字することが可能。20 件を超える利用分の印字を希望する場合は、JR 西日本の ICOCA 利用可能エリアの駅の改札口係員に申し出ることにより、最大 50 件までの印字が可能。ただし、26 週以内の利用履歴に限る。(50 件を超える ICOCA の利用履歴を確認する方法は、JR 西日本ホームページを御確認ください。)

2. 補助対象について

Q7. 定期券の有効期間が年度を跨ぎますが、補助対象になりますか。

A7. 3月末日時点で通学定期券の有効期間が1か月以上残っている場合は、その一部を補助対象外とします。この場合、3月末日に払戻しをしたものとして、対象経費を算定します。

Q8. 申請時には県内就業の意思がありましたが、県外医療機関に就職が決まりました。卒後は当該医療機関で就業することになりますが、補助の対象にはなりますか。

A8. 卒直後より県外で就業する場合は、補助の対象になりません。なお、卒直後に県外就業したにも関わらず補助金を不正に受け取ったことが発覚した場合、補助金を返還していただきます。

Q9. 留年してしまった場合は補助の対象になりますか。

A9. 正規の就業年数等を超える期間の分は対象となりません。ただし、やむを得ない事情(病気による休学など)がある場合は県庁医療政策課に御相談ください。

Q10. 年度途中で退学しましたが、在学中の通学費は補助の対象になりますか。

A10. 退学した場合は、補助の対象になりません。

Q11. 実習用定期券を購入しましたが、補助の対象になりますか。

A11. なりません。

3. 実績報告について

Q12. 補助金の実績報告に期限はありますか。

A12. あります。卒業してから 30 日以内または翌年度4月 10 日のいずれか早い日までに実績報告をお願いします。やむを得ず提出が遅れる場合は、必ず事前に県庁医療政策課まで御相談ください。

Q13. 実績報告は分割して行うことができますか。

A13. できません。年度末に1年分(4月～翌3月分)を一括で実績報告していただきます。そのため、定期券を継続利用する場合は、IC カードの印字が書き換わりますので、事前にコピーを取ることを忘れないようにしてください。

Q14. 定期券を6か月で購入しましたが、長期休暇に入り使わなくなったので払戻しを受けました。その際はどうしたらいいですか。

A14. 払戻した期間は補助の対象外になりますので、払戻しをしたことが分かる書類の写しを提出してください。なお、払戻しをしたにも関わらず補助金を不正に受け取ったことが発覚した場合、補助金を返還していただきます。

Q15. 卒業したため、実績報告時に在学証明書を提出することができません。どうすればよいですか。

A15. 卒業後に実績報告をする場合は、在学証明書の代わりに卒業証明書を提出してください。

Q16. 補助金について、学生本人ではなく、両親名義の口座に振り込んでもらいたい。

A16. 補助金については、原則、学生本人名義の口座に振り込むこととなります。両親名義の口座への振り込みを希望する場合は、県庁医療政策課に御相談ください。

4. 補助金額について

Q17. 補助金額を例示してほしい。

A17. 以下のとおり例示します。(大津駅を最寄り駅とし、公共交通機関を利用し通学する場合)

1. 京都府医師会看護専門学校(京都市山科区柳辻西浦町 1-13)

乗車区間	通勤手段	券種	対象経費
大津-山科	電車(JR)	通学(大学生)6か月	18,710 円
山科-柳辻	電車(京都市営地下鉄)	通学 甲(大学)6 か月	35,640 円
柳辻-学校	徒歩	-	-

$$(18,710 \text{ 円} + 35,640 \text{ 円}) \times 2 \text{ 回} = 108,700 \text{ 円}$$

$$108,700 \text{ 円} \times 1/2 = 54,350 \text{ 円} \div \underline{54,000 \text{ 円を補助}}$$

2. 京都府精神病院協会立京都府看護専修学校(京都市伏見区深草佐野屋敷町 11 番地の1)

乗車区間	通勤手段	券種	対象経費
大津-京都	電車(JR)	通学(大学生)6か月	26,140 円
京都-伏見	電車(近鉄)	通学(大学生)6 か月	17,880 円
伏見-学校	徒歩	-	-

$$(26,140 \text{ 円} + 17,880 \text{ 円}) \times 2 \text{ 回} = 88,040 \text{ 円}$$

$$88,040 \text{ 円} \times 1/2 = 44,020 \text{ 円} \div \underline{44,000 \text{ 円を補助}}$$

3. 北斗会看護専門学校(大阪府豊中市城山町 1-10-3)

乗車区間	通勤手段	券種	対象経費
大津-大阪	電車(JR)	通学(大学生)6か月	69,270 円
大阪梅田-服部天神	電車(阪急)	通学(大学生)6 か月	13,500 円
服部天神-学校	徒歩	-	-

$$(69,270 \text{ 円} + 13,500 \text{ 円}) \times 2 \text{ 回} = 165,540 \text{ 円}$$

$$165,540 \text{ 円} \times 1/2 = 82,770 \text{ 円} \div \underline{82,000 \text{ 円を補助}}$$

4. 大阪府保健福祉専門学校(大阪府豊中市城山町 1-10-3)

乗車区間	通勤手段	券種	対象経費
大津-新大阪	電車(JR)	都度購入(片道)	860 円
新大阪-学校	徒歩	-	-

$$\text{片道 } 860 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復} \times 60 \text{ 回} = 103,200 \text{ 円}$$

$$103,200 \text{ 円} \times 1/2 = 51,600 \text{ 円} \div \underline{51,000 \text{ 円を補助}}$$

5. 大阪府病院協会看護専門学校(大阪市浪速区浪速西2丁目 13-9)

乗車区間	通勤手段	券種	対象経費
大津-芦原橋	電車(JR)	都度購入(片道)	1,170円
芦原橋-学校	徒歩	-	-

片道 1,170円 × 2往復 × 60回 = 140,400円

140,400円 × 1/2 = 70,200円 ≒ 70,000円を補助

その他、御不明な点等ありましたら、県庁医療政策課まで御相談ください。

滋賀県医療政策課医療人材確保係
電話 :077-528-3613
メール:ef0001@pref.shiga.lg.jp